

基礎研 レポート

米韓FTAにおける 保険業務の取扱い —TPP 交渉に向けた先行事例として—

保険研究部門 主任研究員 松岡 博司
(03)3512-1782 matsuoka@nli-research.co.jp

1—はじめに

TPP 協定(環太平洋パートナーシップ協定)交渉への参加問題が世間を騒がせているが、お隣の韓国は TPP とは一線を画し、各国との二国間 FTA(自由貿易協定)締結に積極的で、この 3 月 15 日には米国との FTA を発効させている。米国は、TPP 交渉の中でかんぼ生命についての要求を出す意向と伝えられているが、韓国との FTA 交渉においても郵便局や各種共済組合の保険についての要求を提出し、最終合意に措置を盛り込んでいる。

以下、先行事例としての米韓 FTA における保険業務の取り扱いを見ることにより、TPP 交渉においてどのような保険関連事項が問題となるのかを予想する一助としたい。なお、FTA は双方の当事国を拘束するものであるが、本稿では主に韓国に課される義務を中心に見ていくこととする。

2—米韓 FTA 合意における金融サービス関連事項

自動車と牛肉の取扱いに注目が集まりがちであるが、米韓 FTA では金融分野においてもいくつかの合意がなされている。その中では保険に関するものが多い。

韓国の金融委員会は 2011 年 11 月 23 日付けの文書¹の中で、米韓 FTA における金融分野合意の主な特徴として、基本的には、別途の留保措置や具体的なコミットメントがない限り自由な市場アクセスと内国民待遇、最恵国待遇が保証される包括主義(ネガティブリスト方式)が採用されていることを挙げている。その上で別途、既存の規制レベルを維持する留保措置(リザーベーションリスト)が設けられており、さらに特段の措置や確認が必要な事項については、附属書等に具体的なコミットメント内容を書く列挙主義(ポジティブリスト方式)が採られている。

金融に関する条項を定めた最終合意の第 13 章は、以下の構成となっている。

¹ http://www.fta.go.kr/korus/section/product_view.asp

- 原則として内国民待遇（第 13.2 条）及び最恵国待遇（第 13.3 条）を付与する
- マーケットアクセスに関し、機関数、取引高、機関形態の制約等の制限を設けてはならない（第 13.4 条）
- 附属書 13-A に明示するクロスボーダー（国境をまたがった）金融取引を許可する（第 13.5 条）
- 自国の金融機関が同種の状況で供給することが認められる新金融サービスを相手国金融機関が供給することを追加的な立法行為なしに認める。新金融サービスの供給に関する制度上または法的な形態を定めること、認可を要求することは可能（第 13.6 条）
- 顧客情報へのアクセスを認める（第 13.7 条）
- 相手国金融機関の幹部職員および取締役国籍等の制約を課すことを禁止する（第 13.8 条）
- 中央政府、地方政府等に関しては、所定の合意条項の適用を除外する（第 13.9 条）
- 投資家、預金者、保険契約者保護のための慎重性規制を適用すること、短期セーフガードの導入、国策金融機関の特殊性認定などに関し、適用除外を定める（第 13.10 条）
- 監督の透明性向上、協力強化を進める（認可審査期間を 120 日以内に短縮することを含む）（第 13.11 条）
- 相手国金融機関に自主規制団体への加入を要請する際の内国民待遇、最恵国待遇（第 13.12 条）
- 相手国金融機関が支払い・清算システムにアクセスすることを認める（第 13.13 条）
- 慎重性規制の認識（第 13.14 条）
- 附属書 13-B に特定のコミットメント事項（以下の各項）を規定する（第 13.15 条）
 - 金融情報処理の海外委託 バックオフィス業務等の海外での実施 規制の透明性向上
 - 保険苦情開示の方法と手続き 協同組合の保険 監督当局の協働 政府調達 保険入手可能性の向上
- 合意の機能評価、具体化の監督等を行う金融サービス委員会を設置（詳細は附属書 13-C に規定）。（第 13.16 条）
- 問題が生じた際の協議（第 13.17 条）、紛争解決（第 13.18 条）、金融に関する投資紛争（第 13.19 条）
- 郵政事業による一般公衆への保険の供給の取り扱い（附属書 13-D）

3—保険業務に関する合意事項

米韓 FTA の保険に関する合意事項は多様であるが、大別すれば、類似保険制度（郵便局の保険、共済）の取扱い、新規業務の解禁、保険監督の整備に分けることができるように思われる。

1 | 類似保険制度（郵便局の保険、共済）の取扱い

米韓 FTA の保険関連の合意事項のうちで最も字数が多く使われているのは郵便局の保険の取扱いに関する条項である。もうひとつの類似保険制度である共済組合の保険についても同趣旨の合意がなされているが、こちらは 1 項が設けられているだけである。

これら類似保険制度は韓国生保市場において一定の地位を獲得している。韓国生保協会が実施している世帯加入率調査の結果（表-1）では、郵便局の保険と農協の保険（最大手共済）の加入率は、それぞれ 13.1%、9.0%（2009 年調査）となっている。

表一 韓国における生命保険世帯加入率の推移

(%)

調査年	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009年
下のいずれかの保険に加入	34.5	36.4	36.4	57.8	73.7	86.2	89.9	89.2	87.5
民間生保会社の保険に加入	32.4	32.8	37.8	50.9	69.2	81.9	85.4	85.7	84.5
郵便局の保険に加入	1.2	2.8	2.8	2.9	4.1	6.4	13.4	15.8	13.1
農協の保険に加入	1.9	2.3	2.3	7.2	7.9	9.9	10.2	9.0	9.0

(資料) 韓国生保協会ホームページより

生命保険の各業績につき、民間生保会社、郵便局の保険、農協の保険がそれぞれどれだけのシェアを有するかを見ると（表-2）、民間生保会社が 85%前後、郵便局が 6%台後半、農協は 5%~9%となっている。民間生保全体から見た規模は、郵便局、農協とも、わが国の民営化前の簡易保険や農協共済に比べれば小規模である。

表二 民間生保会社、郵便局の保険、農協の保険の業績比較（2010年度）（億ウォン、%）

	新契約高		保有契約高		収入保険料		総資産	
	億ウォン	シェア	億ウォン	シェア	億ウォン	シェア	億ウォン	シェア
民間生保会社	3,492,831	87.2	17,932,105	88.3	830,074	83.9	4,166,520	86.5
郵便局	271,640	6.8	1,387,061	6.8	69,470	7.0	318,087	6.6
農協	242,870	6.1	977,943	4.8	89,686	9.1	330,894	6.9

(資料) 韓国生保協会ファクトブックより作成

(1) 郵便局の保険の取扱い

①韓国における郵便局の保険

韓国には、わが国の旧簡易保険とよく似た郵便局の保険がある。根拠法は「郵便局の預金・保険に関する法律」。国営で、知識経済部の直轄機関である郵政事業本部が担当している（以下、本稿では郵政事業本部を韓国ポストと記載する）。民営化前のわが国簡易保険と同様、政府による保証があり、法人税は非課税である。販売できる商品は「郵便局の預金・保険に関する法律」および「同法施行規則」によって定められ、被保険者一人あたりの保険金は 4,000 万ウォン（約 270 万円）まで、年金額は 900 万ウォン（約 60 万円）までと、限度額も定められている。

起源は日本占領下の 1929 年に開始された「朝鮮簡易生命保険」に遡る。戦後 1952 年 12 月に「国民生命保険法」が制定され「国民生命保険」と改称された。その後、低利の政府経済開発に資産の大半が投資されたことにより資産内容が悪化し、1976 年 12 月に「国民生命保険法」が廃止され、1977 年 1 月に事業が農協に移管され中断したが、1982 年 12 月に「逋信預金・保険に関する法律」が制定され、1983 年 7 月より「逋信保険」として再開された。2000 年 3 月には名称が「逋信保険」から「郵便局保険」に改称され、今日に至っている。

規模は、かつてのわが国簡易保険とは比べ物にならないくらい小さいが、韓国ポストを 1 つの生保会社として見た場合には韓国ビッグ 3 に次ぐ規模の生保会社ということになる。

②米韓 FTA 合意における取扱い

韓国ポストの提供する保険サービスについては、附属書 13-D と別途の確認書簡において取扱いが細かく定められている。まず附属書 13-D では、韓国ポストに民間事業者との間で競争上の優位性を与えるべきではなく、実施可能な限り、民間事業者と同一のルールを適用すべきことが規定されている。

確認書簡においては、金融監督院が韓国ポストの主たる委員会の委員の過半を推薦し、決算書類、保険基礎書類等の検証等を行うべきこと、保険商品広告を行う際には民間事業者と同一の認可要件の適用を受けるべきこと、変額生命保険・損害保険・退職関連保険を含む新商品を販売することを禁止されること、限度額を引上げるには金融監督院との協議を必要とすること等が規定されている。

以下は附属書 13-D および確認書簡中の郵便局の保険関連部分の試訳である。

郵政事業による一般公衆への保険の供給（附属書 13-D）

- 1 韓国ポストにより公衆に提供されている保険サービスに対する規制は、韓国ポストに、韓国領域内で生命保険サービスを提供している民間事業者に対する競争上の有利さを与えるべきではない。
- 2 この目的のために、韓国は、実行可能な限りにおいて、韓国ポストにより公衆に供給される保険サービスに対して金融監督院が規制監督権を行使すること、韓国ポストにより公衆に供給される保険サービスは韓国領域内で同様のサービスを提供している民間事業者に適用されるのと同じルールに従うべきこと、を規定しなければならない。
- 3 当該サービスに関し取り交わされる書簡は、韓国ポストにより公衆に供給される保険サービスに関する合意事項を規定する。

郵政事業による一般公衆への保険の供給（確認書簡）

- 1 アメリカ合衆国と韓国は、韓国ポストが現在は、金融機関としては規制されていない政府機関であることを認めている。
- 2 金融監督院は、以下のことを行うべきである。
 - (a) 韓国ポストの保険サービスの供給に責任を持つ郵政金融リスク管理委員会と積立金運用審議委員会の委員の少なくとも半数以上の委員を推薦する
 - (b) 韓国ポストにより供給されている保険サービスに関し、韓国ポストより提出される財務諸表、決算書類、その他の情報を確認し、不十分な点が明らかになった限度において、韓国ポストにその旨の意見を提示する。
 - (c) 韓国ポストにより提出された、韓国ポストにより供給されている保険商品に関する事業方法書、保険約款、保険料および責任準備金算出方法書を含む基礎書類を確認し、不十分な点を確認した場合には、必要な改善事項について勧告を提示する。
- 3 韓国ポストは、以下のことを行うべきである。
 - (a) 財務諸表、決算書類、韓国ポストにより供給されている保険サービスに関する基礎書類を金融監督院に提出する。
 - (b) 前記 2(b)により、金融監督院より提示された意見に、保険サービスの供給を従わせる
 - (c) 前記 2(c)により、金融監督院より提示された基礎書類に対する勧告に合致する行動をとる
 - (d) 基準第 61 条第 4 項及び第 67 条第 1 項の適用を受ける事案について、保険開発院や保険業法第 183 条の規定により金融監督院に登録された保険数理専門法人からの確認を獲得する。

注：基準＝郵便局の預金・保険の健全性基準（郵政事業本部告示第 2006-18 号）
 - (e) 前記 2(b)または 2(c)のもと、金融監督院が意見や勧告を提示する場合には、基準第 64 条に規定する公衆への開示に、不十分な点の本質を含める。
 - (f) 前記 2(a)に基づき金融監督院により推薦された者を、金融監督院が推薦した委員会の委員に委嘱する。
- 4 韓国ポストが、その保険サービスに関連する商品特定のな広告を行う場合、それらの広告は、民間の保険会社に適用可能な要件と同じ承認の要件の適用対象となる。

- 5 韓国ポストは、変額生命保険、損害保険および退職関連保険を含む新商品を発売してはならない。韓国ポストは、既存の商品の変更を行うことはできる。韓国ポストが既存の商品の変更を行う場合、金融監督院は、保険業監督規定の第8節に規定する期間内に、前記2(c)に基づく勧告を提示しなければならない。韓国ポストは、販売する保険商品の保険金の上限額を引き上げる前に、金融監督院と協議しなければならない。金融監督院は、提案された保険金額上限の増額案を公表し、公衆に意見提出の機会を提供しなければならない。金融監督院は、その引き上げ提案に関する意見を提示しなければならないが、その上昇分が物価上昇を反映するために必要な金額よりも多くなく、必要かつ適切な場合にのみ、肯定的な意見を提示しなければならない。韓国ポストは、自らの行動を、その意見に合致させなければならない。
- 6 どちらかの締約国が要請する場合には、附属書13-C（金融サービス委員会）により設立される保険ワーキンググループは韓国ポストによる保険サービスの供給に関する問題を議論しなければならない。そこには附属書13-D（韓国ポストによる公衆への保険の供給）およびこの書簡の目的を達成するために必要な追加的措置を含む。
- 7 当書簡の第2項、第3項、第4項は、この協定の発効日から2年後に効力が発生する。韓国ポストが政府機関としての公衆への保険サービスの供給を取りやめる場合、両締約国は、当書簡の第1項から第7項をどのように改正するかについて協議しなければならない。

この合意を受け、2011年12月2日に「郵便局の預金・保険に関する法律」、「郵便局の預金・保険に関する法律施行規則」等が改正・施行され、合意内容が実行に移された。なお、上記確認書簡中、実施までに2年の期間が設けられている事項については施行は2年後となっている。

この改正において「郵便局の預金・保険に関する法律附則第2条」が「この法律施行後は……知識経済部令で新たな保険の種類を新設することはできない」と規定され、新商品の販売が禁止された。また、郵便局が販売する保険の種類を定める「郵便局の預金・保険に関する法律施行規則（知識経済部令）第35条」が「……保険の種類は別表1のとおりである」と規定され、具体的な保険の名称を別表の中に列挙する方式が採用された。「別表1」を試読すると下表の通りで、現在販売されている商品名が具体的に列挙されている。

別表1 保険の種類

	保険の種類	
	主契約	特約
1.学資保険	(無)青少年ゆめ保険 郵便局の学資金保険 郵便局の年金保険	○独立特約 死亡関連特約 障害関連特約 入院関連特約 手術関連特約 診断関連特約 骨折関連特約 通院関連特約 医療実費関連特約 出産関連特約 看病関連特約 サービス関連特約 てんかん関連特約
2.年金保険	プラス年金保険 郵便局の即時支払年金保険 (無)郵便局の即時支払年金保険	
3.保障保険	ハイロ定期保険 (無)郵便局のハナロOK保険 (無)郵便局の健康クリニック保険 (無)郵便局の重病保障保険 一生保障がん保険 (無)郵便局の実損医療費保険 エポリッチ傷害保険 郵便局のシートベルト保険 (無)夢の木保険 (無)肩車保険 (無)1万ウォン幸せ保険 休日災害保障保険 郵便局の団体保障保険 郵便局の誰でもOK保険 郵便局の男性健康保険 郵便局の女性健康保険 郵便局のシルバー保険 郵便局の看病保険 郵便局の交通傷害保険 郵便局のサラリーマン保障保険 郵便局の歯保険 郵便局の療養保険 (無)郵便局の家族愛保険 (無)郵便局の子供愛保険	
	4.生死混合保険	

(注) (無)は無配当保険

新商品の販売が禁止されたが、別表 1 からは、現時点においても韓国ポストが幅広い商品ラインナップを持っていることが見て取れる。実際、韓国ポストの業績においては、わが国のかんぽ生命が主契約としては販売できない医療分野の保険が大きな割合を占めている。禁止された新商品開発は、附属書 13-D に具体的に名称が記載された変額生命保険・損害保険・退職保険ぐらゐに限られるのではないかと考えられる。

(2) 協同組合の保険サービスの取り扱い

米韓 FTA においては、附属書-B の中に協同組合が提供する保険サービス（共済）の取り扱いについての 1 項が設けられている。そこでは、協同組合の保険サービスに民間事業者に対する競争上の優位性を与えるべきではなく、実施可能な限り、民間保険事業者と同一のルールを適用すべきであり、金融監督院が規制監督権を行使すべきであり、少なくとも農業協同組合、水産協同組合等、4 大共済の保険事業の支払能力（ソルベンシー）については、協定発効後 3 年以内に、金融監督院の規制下に置くべきであると規定されている。

当該合意内容についても、すでに農業協同組合法が改正されるなど、その対応が進められている。

なお韓国では、本年 3 月 2 日に農協の機構改革があり、農協の金融サービス事業を統括する金融持株会社が発足し、その傘下に銀行、生保会社、損保会社が並ぶ形で、金融サービス事業の分離が行われた。農協共済の生保事業は株式会社である NH 生命に移管され、NH 生命は生命保険協会に加盟した。組合から株式会社への転換であるため、一般の生保会社と同一の規制に服するまでには一定の経過期間が定められているが、やがては 1 つの民間生保会社として FTA 合意を満たすことになる。

以下は、協同組合の保険業務の取り扱いを定めた附属書 13-B の該当部分の試訳である。

附属書 13-B 特定のコミットメント 第 6 節 業種別協同組合の販売する保険

1. 業種別協同組合が提供する保険サービスに関する規制は、その協同組合に同種保険サービスの民間供給者に対する競争上の恩恵を提供してはならない。当事国は、実行可能な限度で、それら協同組合によって供給される保険サービスに対して、民間保険業者が供給する同種保険サービスに自国が適用するのと同等のルールを適用しなければならない。
2. このような目的において、金融監督院は業種別協同組合が供給する保険サービスに対して規制監督権を行使しなければならない。最小限、韓国はこの協定の発効後 3 年以内に、韓国の農業協同組合中央会、水産業協同組合中央会、セマウル金庫連合会、信用協同組合中央会の保険販売に係わる支給能力事案が金融監督院の規制対象になるように規定する。
3. 附属書 13-C で設立される保険ワーキンググループは、第 1 項及び第 2 項に規定された目的達成のための追加措置の必要性を取り扱う。

2 | 新規事業の解禁

(1) クロスボーダー金融取引（国境をまたがった金融取引）の解禁

EU においては域内のいずれかの加盟国で免許を受けた保険会社は、域内他国でその国の免許を得ることなく、保険を販売することができる。これをクロスボーダー取引と呼んでいる。

これに対し、米韓 FTA 合意文書におけるクロスボーダー金融取引とは、(a) 一方当事国の領域から相手国の領域への金融サービスの提供、(b) 一方当事国の領域における当該国の個人による相手国の個人への金融サービスの提供、(c) 一方当事国の国民による相手国領域での金融サービスの提供、のいずれかを言うこ

ととされている(合意第 13.20 条の定義による)。

合意第 13.5 条は、「各当事国は、相手国のクロスボーダー金融サービス供給者が附属書 13-A に明示された金融サービスを提供することを許容する。各当事国は、自国領域に所在する個人または所在地にかかわらず自国民が、相手国の領域に所在する相手国のクロスボーダー金融サービス供給者から金融サービスを購入することを許容する。」と規定している。これを見れば、EU におけるようにインターネット等を通じた外国保険会社からの保険購入等が自由に行えるように読める。

しかしクロスボーダー金融取引は、附属書 13-A に明示されたものに限って認められる。クロスボーダー金融取引として認められる保険関連業務は、保険の販売関連では、海上保険、航空保険、衛星保険、再保険等の限られた商品を一方の領域から相手国の領域へ提供することおよびこれらを仲介することに限定される。その他、認められる保険関連の業務として、保険に付随する補助的なサービスである、コンサルティング、保険数理、リスク査定等が規定されている。

販売が認められる海上保険、航空保険、衛星保険等は、顧客が大企業に偏在する商品であり、これまでも実質的にはクロスボーダー取引が行われてきた商品である。生命保険分野にはクロスボーダー取引の対象となる商品がない。交渉中には、一般国民向けにクロスボーダーで生命保険の販売等が行われ、消費者保護上の問題が起こるのではないか等の危惧ももたれたが、最終的には、影響は軽微なものとなった。さらに合意では、相手国のクロスボーダー金融サービス供給者や金融商品に登録を要求することもできることとなっている。このため、クロスボーダー取引は、将来的な拡大の余地がある注視すべきものではあるものの、現時点では大きなインパクトを持たないものとなっている。

なお附属書 13-A が認める金融サービスの大部分は保険関連サービスである。銀行その他の金融サービスでクロスボーダー取引対象として挙げられているのは、金融情報の移転、金融データプロセッシングおよび関連ソフトウェアの移転(協定発効後 2 年以内)等、限定的な業務のみである。

以下はクロスボーダー取引に関する関連条文の試訳である。

第 13.5 条 クロスボーダー取引

1. 各当事国は、内国民待遇を付与する条件の下、相手国のクロスボーダー金融サービス供給者が附属書 13-A に明示された金融サービスを提供することを許容する。
2. 各当事国は、自国領域に所在する個人または所在地にかかわらず自国民が、相手国の領域に所在する相手国のクロスボーダー金融サービス供給者から金融サービスを購入することを許容する。この義務は、当事国がそれら供給者に対して自国領域において事業を行うことまたは勧誘することを認めることを要求するものではない。各当事国は、この義務の目的上、“事業を行うこと”及び“勧誘”を定義することができる。
3. クロスボーダー金融サービス取引に対する他の健全性規制手段を阻害することがない範囲内で、当事国は相手国のクロスボーダー金融サービス供給者及び金融商品について登録を要求することができる。

附属書 13-A クロスボーダー取引 韓国 保険および保険関連サービス

4. 合意第 13.5 条第 1 項は、以下の保険取引に関する、一方の領域から相手国の領域への以下の保険サービスの提供に適用される。

(a) 次の保険

i) 海上運送、商業航空、宇宙打上げ・運送(衛星を含む)の危険に関する保険で、運送中の商品、商品を運送する乗り物、それらから発生する責任の一部または全部を保障対象とするもの

ii) 国際的に輸送中の商品の危険に関する保険

(b) 再保険及び再再保険

(c) コンサルティング、リスク査定、保険数理、保険支払いサービス等、保険に関する補助的サービス

(d) 上記 (a)、(b) に挙げた保険に関する、ブローカー、代理店等の保険仲介

5. 合意第 13.5 条第 1 項は、一方当事国の国民による相手国の領域における、コンサルティング、保険数理、リスク査定、保険支払いサービス等、保険に関する補助的サービスの提供に適用される。

(2) 金融情報処理の海外委託等

保険に限定されるものではないが、金融情報処理の海外委託、バックオフィス機能の海外委託等が認められる。

特定のコミットメントを定める附属書 13-B は、「各当事国は、相手国の金融機関が日常業務を遂行する上で必要なデータ処理のために、電子的手段その他の方法で自国領域の内外に情報を移転することを許容する（実施時期は協定発効から 2 年以内）（第 2 節 情報の移転）」、「両当事国は自国領域内の金融機関が、その領域内外に所在する当該金融機関の本部または関連会社で所定の機能を遂行することを許容することが有益であることを認め、実施可能な限度で、許容しなければならない（第 3 節 機能の遂行）」という規定をおき、これらの海外委託を解禁した。

3 | 保険監督の整備

(1) 保険の利用可能性の促進

韓国は協定発効 1 年以内に、ネガティブリスト方式に依拠する商品認可手続きを採択することとなった。この方式では、金融監督院が保険業監督規定に定めた基準を満たす場合には、商品認可申請が不要となる。また認可申請が必要な場合でも、申請された商品の認可までの期間を短縮する。これを受け、韓国では保険業法が改正され、認可審査期間が 150 日から 120 日に短縮された。

ただし、銀行の保険販売であるバンカシュランスの商品に対しては商品認可申請が必須とされた。

以下は該当の付属書 13-B の試約である。

附属書 13-B 特定のコミットメント 第 9 節 保険の利用可能性の促進

各当事国は、免許を受けた供給者による保険サービスの提供を促進する行政手続を維持・開発することの重要性を認識している。

1. 米国は、商品認可申請手続きに関して、協定発効後 1 年以内にネガティブリスト方式（注 1）に依拠した政策及び手続きを採択するとする韓国の計画を歓迎する。韓国はその商品が金融監督院が保険業監督規定において定めた基準（注 2）を

満たす場合を除き、新しい保険商品の導入の前に商品認可申請を要求する。保険業監督規定の第 8 節は、金融監督院に事前認可申請された商品のレビュー期間を規定する。韓国は、すべてのバンカシュランス商品に対して、商品認可申請を要求する。

(注 1) ネガティブリスト方式の採択とは、商品認可申請の対象となる特定の手続きのリストを開発することまたは対象となる商品のリストを開発することを言う。リストにない手続きまたは商品は、事前商品認可申請を要しない。

(注 2) 基準には、特に次を含む。

- 既報告の危険率が使われるのか、予定利率または事業費率に最小限の調整だけが行われているのか
- 保険料率に変更されたのか
- 国内統計が不足していることにより、再保険会社の保険料率が使われるのか
- 保険が予定利率を使用しており、報告された危険率が変更なしまたは最小限の変更のみを加えて使用されているのか
- 保険証券または保険加入申込書が最小限の変更のみで修正されているのか

(2) 保険会社に関する苦情情報の開示

FTA 合意においては、保険会社に対する苦情情報の開示についても 1 項が設けられている。保険会社に対して提出された苦情に関する情報の一般への開示にあたっては、保険会社の相対的な規模を公正に考慮するべきであるとし、苦情情報は指数、等級その他合理的な形態で、透明な方式で提供されるべきこと、保険会社に関して提出された苦情数の公衆への開示にあたっては当局が有効と判断した苦情数の開示も行わねばならないこととしている。(附属書 13-B 特定のコミットメント 第 5 節 保険苦情 措置と手続き)

(3) 保険ワーキンググループの設置

「両当事国は、両国保険監督当局の間の、協働、整合性、およびその領域における保険の供給に関する問題の相互理解をさらに進めるための論議が重要であることを認める」として、米国と韓国の保険監督当局から成る保険ワーキンググループが設置され、FTA 合意の実施等を確認することとされた。

(附属書 13 -C 金融サービス委員会 保険ワーキンググループ)

4—米韓 FTA の保険業務へのインパクト評価

1 | 米国 USTR (通商代表部)

USTR は「米韓 FTA は輸出の増加だけで 7 万人の米国人の雇用を創出し、巨大な韓国のサービス市場が競争力の強い米国企業にオープンになることで、さらに追加的な雇用創出の可能性もある」、「世界 12 番目の巨大な経済圏である韓国における米国企業の競争力を高める」としつつ、金融サービスについては、「米国の金融サービス企業の韓国市場へのアクセスを劇的に改善した。…韓国は米国の金融機関を韓国市場における競争相手と同等に扱うことも約束している」と、韓国市場での米国金融機関のいっそうの発展を後押しするものとしている。

2 | 韓国金融委員会

一方、韓国金融委員会は 2011 年 11 月 23 日付けの文書の中で、「韓国金融市場は OECD への加入、1997 年の通貨危機等をきっかけとして、すでにほとんどが解禁された状況である上、米韓 FTA 交渉にあた

っては最大限、韓国の国内法を順守する方向で交渉したため、FTAによる追加的な解禁の範囲は、保険仲介業のクロスボーダー取引や金融情報処理の海外委託等、一部に限られており、きわめて制限的であると、USTR とは異なった評価を下している。その上で「新たな営業技法の流入や競争促進により、韓国金融機関のグローバル競争力が強化される。規制の透明性向上を通じて営業環境が改善される。郵便局の保険や 4 大共済に対する監督強化を通じて消費者保護が強化される。FTA 締結により、韓国金融産業の健全性が一段階上がり、体外的な信用度が上がるきっかけとなる」と期待感を表明している。

3 | 米国生命保険協会

このように米韓の政府当局の「韓国市場開放」に対する評価には温度差がある。この温度差は、両国の生保業界においても同様に存在する。

米国生保協会は、米韓 FTA 交渉の時々において、米国政府の交渉姿勢を評価するコメントを發してきたが、2011 年 5 月 26 日にも上院金融委員会において「韓国は世界で 10 番目に大きい保険市場であり、米韓 FTA の締結は、経済的・商業的にも重要である」と、FTA 合意を全面的に支持する旨を述べている。

その際、特に評価できるポイントとして、規制策定手続きが整備され米国の保険会社が韓国の保険会社と同じ基準で情報にアクセスし意見を述べるができるようになること、韓国ポスト等との競争上の公平性が米国の保険会社に保証されること、国外への金融データの移転等が認められデータプロセッシングセンター等を活用できるようになること、特に禁止されていない限り行動が許可されるネガティブリストアプローチによる規制が採用されること、より迅速な商品認可手続きが発足し新商品投入が早まること、継続的な協議機関として保険ワーキンググループが設置されること、を挙げている。

総じて「韓国市場の開放」を歓迎するコメントとなっているが、規制の透明性、認可期間の短縮など、監督規制の整備に関するコメントが多いことが目に付く。米国の生保会社は韓国保険監督の「不透明性？」に不満を持っているということだろうか。

4 | 韓国生命保険業界

一方、韓国の生保業界は、極めて落ち着いた対応を取っている。これは、合意内容が、類似保険の取り扱い以外には、従来からの規制緩和の流れを逸脱するものがなかったことや、すでに韓国生保業界には多くの外資が入り込んでいて「市場開放」された状態にあること、韓国ポストや共済組合の取り扱いは民間生保会社に弊害を与えるものではないこと、等からくるのであろう。

郵便局の保険や共済について、韓国生保業界は、これらの規模がかつてのわが国生保市場におけるほどには大きくなかったこともあってか、かつてのわが国生保業界ほどには強い警戒感を持っていなかったようである。それでもやはり、競争上のレベルプレイングフィールドが確保されるべきであるとの主張はあり、米韓 FTA における取り扱いについても、「郵便局の保険、4 大共済に対する監督強化を通じて消費者保護が強化された」という金融委員会のコメントに同調する向きが多いようである。今後は米韓 FTA によっても取り扱われていない、これら類似保険の販売ルールや経営・商品のディスクリージャー等について公平性を求めていきたいとする意見もあった。

以上、米韓 FTA における保険業務の取扱いを見てきたが、かつての日米保険協議がもたらしたほどの大きなインパクトをもたらすものではなさそうである。韓国側がそれなりにうまく対応したということが言えるのかも知れないが、すでに規制緩和が進行した市場では、国家間の交渉でこじ開けるほどのものが残っていないということでもあろう。

米韓 FTA 交渉では、米国は韓国ポストの民営化にまで踏み込んだ要求はしなかったようである。また、かつて、わが国生保業界が簡易保険に対して主張していたような、政府による保証の撤廃や税制上の有利な取り扱いに対する意見交換があった様子も見受けられない。その主な理由は、かつてのわが国簡易保険と異なり、韓国生保市場における韓国ポストの存在感が小さいということであろうが、その意味では、米国の韓国ポストへの追求は中途半端な印象を受ける。それでも韓国ポストは新商品開発を禁止され、限度額の引き上げについても制約を受けることになった。米国が TPP 交渉においても同様に、こうした要求を打ち出すことは明確であると思われる。

TPP 交渉にわが国が参加する場合には、これまで見てきた米韓 FTA における項目の多くが要求として打ち出されることと予想されるが、米国には監督面での不透明感に対する不満があり、その点の要求を打ち出してくる傾向が強いようである。本稿では触れなかったが、規制の透明性に関する確認書簡の中には、ノーアクションレターの採用、規制見直しへの発言権、口頭による監督から文書による監督へ等、透明で予測可能性のある監督を求める要求は多かったようだ。これらの多くは、わが国ではすでに実施に移されているが、仮にいまだ不透明感のある規制慣行等があれば、取り上げられる可能性もある。

米韓 FTA 合意内容の実施状況、影響等、今後とも注視していく必要があると思われる。